

訴 状

令和7年5月30日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 鈴木 敦 士

同 弁護士 高 木 篤 夫

同 弁護士 葛 山 弘 輝

同 弁護士 鈴 木 さとみ

同 弁護士 後 藤 卷 則

同 弁護士 山 本 瑞 貴

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

共通義務確認請求事件

訴訟物の価格 1 6 0 万円

貼用印紙額 1 万 3 0 0 0 円

請求の趣旨

- 1 被告が、別紙対象消費者目録1記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、令和4年3月31日改定

の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和4年3月7日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額、及び、令和4年12月1日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和4年3月7日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額の不当利得に基づく返還義務を負うべきことを確認する

2 被告が、別紙対象消費者目録2記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、令和4年3月31日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和4年3月7日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額の不当利得に基づく返還義務を負うべきことを確認する

3 被告が、別紙対象消費者目録3記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、令和4年12月1日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和4年3月31日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額の不当利得に基づく返還義務を負うべきことを確認する

4 上記1から3の金額に対する、訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払義務を負うべきことを確認するとの判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、内閣総理大臣から、有効期間を令和4年8月19日から令和7年8月22日までとして認定の更新がなされた特定適格消費者団体である（甲1）。
- 2 被告は、平成30年7月13日、電力販売事業（電力小売事業）等を目的として設立された株式会社であり（甲2）、電気事業法2条の2に基づき登録を

受けた小売電気事業者である。

当初、被告は、株式会社ひまわりでんきという商号であったが、令和2年4月28日に株式会社グランデータに商号変更し、さらに令和5年10月31日に株式会社ストエネに商号変更している。

第2 事案の概要

1 はじめに

本件は、電気料金が安くなるなどと勧誘されたため、被告と電気供給契約を締結した消費者らが、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻などによって燃料価格が高騰する状況下において（甲12）、被告における令和4年3月31日の電気供給約款の変更（以下、「本件約款変更1」という。甲4の2）及び令和4年12月1日の電気供給約款の変更（以下、「本件約款変更2」という。甲4の3）により、電気料金の計算方法が燃料価格の上昇を過度に反映する計算方法に変更されたため、多額の電気料金を請求されたという事案である。

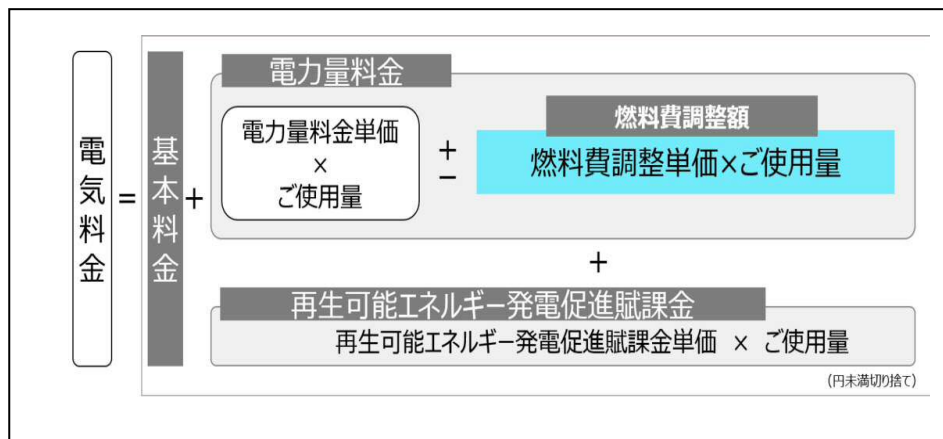
2 一般的な電気料金の計算方法について

一般的な電気料金の計算方法につき、東京電力を例として説明する。

東京電力の毎月の電気料金（従量制）は、契約電力に基づいて計算された基本料金と、使用電力量によって計算された電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算される。電力量料金については、燃料費の変動に応じて燃料費等調整額が加算されている（甲3）。

電気料金の計算式は以下のとおりである。

電気料金＝【基本料金】＋【電力量料金（電力量料金単価×使用量）】±
【燃料費調整額（燃料費等調整単価×使用量）】＋【再生可能エネルギー発電促進賦課金】



(甲 3)

上記のうち、燃料費等調整額は、燃料費調整制度に基づくものであり、燃料費調整制度とは、火力燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）の価格変動および卸電力取引所におけるスポット市場価格の変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて、毎月自動的に電気料金を調整するという制度である（甲 3）。

再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの買取りに要する費用が、全国一律の単価により電気の使用量に応じた賦課金として集められることになっているところ、当該賦課金のことをいう。

3 事案の概要

(1) 被告の電気料金の計算方法

被告は、供給する電気料金の計算方法を電気供給約款において定めている。なお、電気供給約款は、平成 30 年 10 月 1 日に制定されて以降、今日に至るまで 30 回程改定がなされている。

(2) 本件約款変更 1 以前の電気料金の計算方法（甲 4 の 1）

被告における、令和 4 年 3 月 31 日の本件約款変更 1 以前の電気料金の計算は、電気供給約款（令和 4 年 3 月 7 日改定版）に基づいて行われており、その計算式は以下のとおりであった（甲 7、甲 4 の 1）。

$$\begin{aligned} \text{電気料金} = & \text{【基本料金】} + \text{【電力量料金（電力量料金単価} \times \text{使用量）】} \\ & \pm \text{【燃料費調整額（燃料費等調整単価} \times \text{使用量）】（上限有り）} + \\ & \text{【再生可能エネルギー発電促進賦課金】} \end{aligned}$$

上記計算方法は、上述した一般的な電気料金の計算方法と同様のものであり、燃料費調整額によって、燃料（原油価格、LNG（液化天然ガス）、石炭価格）の3カ月間の平均市場価格を反映させたものとなっている。

なお、燃料費調整単価の適用については、平均燃料価格が計算される3カ月間の算定期間の最終月の2カ月後の検針日からその翌月の検針日までの期間の電気料金に適用される。したがって、各月の電気料金は、約3カ月後れて市場価格が反映されることになる。

（3）本件約款変更1に基づく電気料金の計算方法の変更（甲4の2）

ア 令和4年3月31日、被告は、電気供給約款を変更し、電気料金の計算方法を変更した。その結果、電気料金の計算は以下の計算式によることとなった。

$$\begin{aligned} \text{電気料金} = & \text{【基本料金】} + \text{【電力量料金（電力量料金単価} \times \text{使用量）】} \\ & \pm \text{【燃料費調整額（燃料費等調整単価} \times \text{使用量）（上限無し）} \pm \text{燃料} \\ & \text{費調整額の追加調整額（エリアプライス平均値に基づいて計算される} \\ & \text{数値} \times \text{電力量）】} + \text{【再生可能エネルギー発電促進賦課金】} \end{aligned}$$



（株式会社ストエネ HP より）

変更箇所は、燃料費調整額の上限が無くなったことと、燃料費調整額に更なる追加調整が加わったことである。追加調整額は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）のスポット市場取引における毎月1日からその月の末日までの期間に係る供給区域のエリアプライス平均値が反映されている。

被告の上記計算式に基づく電気料金の適用期間については、追加調整の算定期間の約3カ月後となっている。適用開始時は、燃料費調整額の上限が無くなった部分については、令和4年5月の検針日以降であり、燃料費調整額の追加調整部分は、令和4年9月の検針日以降である。

なお、JEPXのスポット取引とは、翌日に受渡しをする電気の取引を行う市場での取引であり、1日を30分単位に区切った48商品について取引が行われ、令和2年時点で新電力会社の約6割がJEPXにおける取引を利用している（甲5・1頁）。卸電力価格はエリアや時間帯、さらに、ガスや石炭の価格によって、度々高騰する特性があるといわれている（甲5・4頁）。

上記変更によって、電力料金は、本件約款変更1以前よりも市場価格の影響を大きく受けることとなった。

イ 本件約款変更1が行われた際、被告は、契約締結前交付書面（電気事業法2条の13第2項）を電磁的方法によって交付することを承諾した約23万人の消費者に対し、同年4月8日頃、携帯電話のショートメッセージサービス（以下、「SMS」という。）を使用する方法で約款変更について通知した。当該通知には、記載されたURLから変更内容を確認するようにと記載されていたものの、URLにアクセスしても変更内容の説明は十分になされていなかった（甲6の1、甲6の2・2頁）。

また、被告は、本件約款変更1の対象となる約34万人の消費者に対し、契約締結後交付書面（電気事業法2条の14第1項）を交付しなかつ

た（甲 6 の 1、甲 6 の 2・2 頁）。

（4）本件約款変更 2 に基づく電気料金の計算方法の変更（甲 4 の 3）

ア 令和 4 年 1 2 月 1 日、被告は、再度電気供給約款を変更し、電気料金の計算方法を変更した。電気料金の計算式自体は、それまでの計算式と変わらないが追加調整額の計算方法が変更になったものである。

変更箇所は、燃料費調整額の追加調整額を、J E P X が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規定」に定める翌日取引）における毎月 1 日からその月の末日までの期間に係る供給区域のエリアプライスの平均値に 1. 2 0 を乗じた値に変更したことである。適用期間についての変更はなかった。

本件約款変更 2 によって、電力料金は、本件約款変更 1 による計算方法と比較し、市場価格の影響をより一層大きく受けることとなった。

イ 本件約款変更 2 が行われた際、被告は、契約締結前交付書面（電気事業法 2 条の 1 3 第 2 項）を電磁的方法によって交付することを承諾した約 1 5 万人の消費者に対し、同年 1 1 月 1 9 日から同月 2 0 日頃、SMS を使用する方法で約款変更について通知した。当該通知には、記載された URL から変更内容を確認するようにと記載されていたものの、URL にアクセスしても変更内容の説明は十分になされていなかった（甲 6 の 1、甲 6 の 2・2 ～ 3 頁）。

また、電気供給契約締結の際に交付された重要事項説明書には、料金の改定がある場合には 1 5 日前までに通知をしなければならないとの条項があったにもかかわらず、上記通知が行われたのは、料金改定の 1 5 日前よりも後であった（甲 7）。

（5）電気の小売供給契約の締結時の勧誘について

被告ないし被告の委託先は、他の大手小売電気事業者の名称に酷似した名称を表示したウェブサイトを利用して、電気供給契約の勧誘を行ったため、

消費者は契約相手が大手小売電気事業者だと誤信して契約を締結するという事態が散見された。

また、被告ないし被告の委託先は、電気供給契約の勧誘の際、被告の電気料金が他社よりも必ず安くなるなどと述べて勧誘することがあった。

さらに、被告ないし被告の委託先は、電気供給契約の勧誘の際、電気料金の計算方法や、燃料価格ないし電気の市場価格の動向によっては電気料金が大幅に上昇するリスクがあることについて十分な説明をしなかった。

(6) 電気の市場価格上昇による被告の電気料金の上昇

令和4年、ロシアのウクライナ侵攻などを背景として燃料価格が上昇したため、電気の市場価格が上昇した。加えて、被告は、本件約款変更1および2により、市場価格の動向によって多大な影響を受ける電気料金の計算方法を採用したため、各消費者の電気料金も大幅に上昇した。

(7) 被告が業務改善勧告を受けたこと

令和5年6月26日、被告は、電力・ガス取引監視等委員会より、電気供給約款の変更における説明不足、法定書面の不交付等を理由として業務改善勧告を受けた（甲6の1～2）。

なお、上記業務改善勧告に先立つ令和5年4月1日、被告は、再々度、電気供給約款を変更し、燃料調整額及び燃料費調整額の追加調整を廃止して市場価格調整額を導入し、顧客への説明方法も変更した（甲14）。

第3 本件電気供給約款の変更が無効であること

以上のような本件約款変更1及び2については、民法548条の4第1項による合意があったとみなすことはできず、約款の変更は無効である。

その理由は、以下の通りである。

1 電気供給約款の「定型約款」該当性

定型約款に該当するためには、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方と

して行う取引」であること（要件①）、「その内容の全部または一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なもの」であること（要件②）、「契約の内容とすることを目的として」当該定型取引を行う「その特定の者により準備された条項の総体であること」（要件③）が必要である（民法５４８条の２第１項）。

本件電気供給約款は、ある特定の者が相手方の個性を重視せずに不特定多数の者を相手方として行う取引であり、要件①を充足している。また、本件電気供給約款により、契約内容の画一化による管理コストの低減が電気料金の低減につながる等、取引の内容の「画一化」が被告のみならず、「当事者双方にとって合理的」であると考えられるので、要件②を充足している。さらに、本件電気供給約款は、被告と顧客との契約内容に一括して組み入れられることを目的とするものであり、要件③も充足している。

以上により、本件電気供給約款は民法５４８条の２第１項が定める「定型約款」に該当し、その変更については同法５４８条の４が適用される。

２ 定型約款変更の要件

定型約款による契約も契約に他ならないことからすると、本来は、その内容の変更には相手方の個別の合意を要するのが原則である。

しかし、不特定多数の相手方との取引を前提とする約款を利用した契約において逐一相手方から個別の合意を得ることは時間と手間を要することが多く、また、一部の相手方から個別の合意を得ることができなかった場合には、約款を利用した取引のメリットが減殺されてしまうという問題がある。

そこで、民法は、定型約款の変更が、①相手方の一般の利益に適合するとき、または、②契約をした目的に反せず、かつ、③変更の必要性、変更後の内容の相当性、民法５４８条の４の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容、その他変更に係る事情に照らして合理的なものであ

るときには、定型約款準備者は、定型約款の変更をすることができることを定めている（民法548条の4第1項）。

この要件が充足されれば、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなされ、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

（１）定型約款変更の実体的要件

ア 相手方の一般の利益に適合するとき

定型約款を変更することが相手方の一般の利益に適合するときは、定型約款準備者は、個別に相手方と合意することなく定型約款を変更することができる（548条の4第1項1号）。

「定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するとき」とは、相手方の全体の利益に適合するときをいい、全体からみて少数であっても、定型約款の変更により不利益を受ける者がいる場合はこれに該当しない（甲8～10）。したがって、電気供給約款の変更によって顧客の一部にとってであれ、料金の値上げが生じ得る場合には、顧客の一般の利益に適合するとはいえない。

本件約款変更1では、燃料費調整額に独自の調整項である「追加調整」を導入するという内容の変更がなされ、本件約款変更2では、上記「追加調整」の額の算出方法を変更するという内容の変更がなされている。これらの約款変更により、電気料金が市場価格の影響を強く受けることになり、電気料金が大幅に上昇することとなった。

そのため、本件電気供給約款の変更は、顧客の一部どころか顧客全体の一般の利益に適合するものではないため、次のイの要件を充足しない限り変更は認められない。

イ 定型約款の変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更が合理的なものであるとき

定型約款を変更することが契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性等の諸事情を考慮して変更が合理的なものである場合には、定型約款準備者は、個別に相手方と合意することなく定型約款を変更することができる（民法548条の4第1項2号）。

（ア） 契約をした目的に反しないこと

契約をした目的とは、定型約款準備者の契約の相手方である顧客の主観的な意図を意味するものではなく、契約の両当事者で共有された当該契約の目的を意味する（甲10）。

本件電気供給契約における電気料金に関する定型約款の条項は、契約の目的物や対価に関する条項（いわゆる「中心条項」）に当たり、その内容は契約の両当事者の認識として共有されているため、一方当事者のみによる変更は契約の目的に反するものであるとされる可能性が高い。

もともと、中心条項も、定型約款の定義上除外されているわけではないから（民法548条の2第1項柱書）、電気料金の変更が直ちに契約をした目的に反する変更にあたるわけではない。変更の必要性等を勘案し、合理的な電気料金の変更もありうるが、その場合でも、次の（イ）の要件の充足が必要である。

（イ） 変更が合理的なものであること

定型約款の変更が上記（ア）の要件、すなわち、契約をした目的に反しないとしても、変更が、変更に係る諸事情に照らして合理的であることが必要である。

ここでの合理性は、そのような変更をすることが定型約款準備者にとって合理的であるかどうかではなく、当該変更が客観的に見て合理的であるといえるかどうかを問題としている。変更が認められるためには、定型約款準備者の事情だけではなく、相手方の事情も含めて変更に係る諸事情を総合的に考慮しなければならず、しかも、その判断は客観的に

見て合理的でなければならない。定型約款の変更のルールは、定型約款準備者に有利に運用されることを想定したものではなく、単に定型約款準備者にとって必要性があれば変更が認められるという性質のものではない（甲 1 1）。

合理性の有無の判断に当たっての考慮事情としては、「変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情」が挙げられている。

① 変更の必要性

「変更の必要性」については、事業者の経営上の必要性があれば変更の必要性が即座に認められるというわけではない。電気料金の値上げのための電気供給約款の変更についても、経済情勢や経営状況の変動によって約款を変更する必要性が生ずる場合として考慮の対象にはなり得るが、定型約款変更の合理性が問題なく認められるのは、例えば関連する法令に改正があった場合などであると考えられ、経済情勢や経営状況の変動によって変更の必要性が直ちに基礎づけられるわけではない。

本件においても、令和 4 年以降の燃料価格の高騰による事業者の経営悪化を原因として、電気供給が不安定化することを避けるため、電気料金の値上げが必要であったとも考えうるが、実際は、本件約款変更 1 の前に、被告は既に電気料金の計算式に燃料価格の要素を取り入れていた。

したがって、本件約款変更 1 及び 2 の必要性はなかったといえる。

② 変更後の内容の相当性

本件においては、前述のように、本件約款変更 1 および 2 により、市場価格の動向によって多大な影響を受ける電気料金の計算方法を被告が採用したため、令和 4 年頃の燃料価格の上昇により、電気の市場価格が上昇し、その結果、各消費者の電気料金が上昇したという経緯を認める

ことができる。

もともと、本件約款変更1以前から、被告において燃料費調整は既に行われており、本件約款変更1によって燃料費調整の上限を撤廃したにもかかわらず、さらに追加の調整が加えられたことにより、電気料金の上昇はより大幅なものになったといえ、本件約款変更1による変更内容は過剰なものと考えられる。さらに、本件約款変更2によって、電気料金は、本件約款変更1による計算方法との比較においても、市場価格の影響をより一層大きく受けることになり、本件約款変更2以降の電気料金は大幅に上昇した。このような特定の小売電気事業者の電気料金のみが短期間に大幅に上昇するという現象は、従来、ほとんど例がないものである。

以上のことから、本件各約款の変更後の内容は相当とはいえない。

③ この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容

定型約款準備者が定型約款を変更することがありうる旨の条項（変更条項）が定型約款の中に設けられている場合には、相手方は定型約款の内容が変更される可能性があることを予測し得たといえることから、変更条項の有無が定型約款の変更が合理的であることを肯定するための事情の一つとして考慮される。例えば、変更条項において、定型約款を変更するための要件や手続が定められていた場合に、実際に行われた変更がその定めの内容を充足するものであれば、定型約款の変更が合理的であることを肯定する方向の事情として考慮される。

本件電気供給約款においては、被告は、「託送供給等約款（以下、「託送約款」という。）が改訂された場合、関係法令・条例・規則、消費税および地方税の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、社会的または経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合、その他、当社が必要と判断した場合、本約款等を変更す

ることができます。」と定めているが、この変更条項においては、「燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合」や「社会的または経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合」とはどのような場合なのか、その内容が明らかでなく、結局は、「当社が必要と判断した場合」に変更できるとするものである。

このように、どのような場合であれ変更権限を被告に与える変更条項は、定型約款の変更が合理的であることを肯定する方向の事情として考慮することができないのみならず、その変更条項自体の有効性も問題となりうるものである。したがって、本件変更条項をもって、定型約款変更を認める方向の判断材料とすることができないのは当然である。

④ その他の事情

被告は、本件約款変更 1 及び 2 の通知の際に、電気料金が大幅に上昇するリスクがあることについて十分な説明をしなかったという事情があり、令和 5 年 6 月 26 日、被告は、電力・ガス取引監視等委員会より、電気供給約款の変更における説明不足、法定書面の不交付等を理由として業務改善勧告を受けている。

電気料金が大幅に上昇するリスクがあることは、変更の可能性を高めるものであるから、被告が上記リスクについて十分な説明をせず、法定書面の交付もしなかったという事情は、「その他の変更に係る事情」に当たり、変更の合理性を否定するものである。

また、電気料金の変更が実施されるのであれば、契約をそれ以上継続せず、他社に乗り換えるといった判断をすることもあり得るので、変更の実施までに適切な猶予期間が必要であるところ、本件電気供給契約の際に交付された重要事項説明書には、料金の改訂がある場合には、15 日前までに通知をしなければならないとの条項があった。

この 15 日という期間は、本件変更が顧客に大きな不利益を与える電

電気料金の変更であることに鑑みると、著しく短いと言わなければならない。さらには、本件約款変更2については、変更が行われたのが令和4年12月1日であるところ、顧客に対してSMSを使用する方法で約款変更について通知がなされたのは、同年11月19日から20日頃であり、15日前までに通知するとの重要事項説明書記載の内容にさえ反している。

そもそも、電気料金の計算方法は消費者にとってわかりにくく、当初の電気供給契約の内容を理解するのも困難であるが、変更後の契約内容の理解はいっそう困難である。

このような状況下で、契約を継続せず、他社に乗り換えるといった判断をするためには、そのための説明を受け、態度を決定するための時間が必要であり、この点の配慮を欠く点も、本件電気供給契約の変更の合理性を否定するものである。

なお、本件は、被告と電気供給契約を締結した消費者らが、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻などによって燃料価格が高騰する状況下において（甲12）、被告における本件約款変更1及び本件約款変更2により、電気料金の計算方法が燃料価格の上昇を過度に反映する計算方法に変更され、その結果、多額の電気料金を請求されたという事案であり、こうした事情も、「その他の変更に係る事情」として、変更の合理性を否定するものである。

⑤ 変更の合理性についての結論

以上のように、電気料金の計算方法につき、市場価格の過度な影響を受ける本件のような料金体系にすることは顧客が高いリスクに晒されることになり、電気がライフラインの一つであることからすれば、電力会社の安定的な経営を考えたとしても、本件のような価格体系を取る必要性・相当性があるとは言えない。また、被告は約款変更の内容についての十分な説

明をしておらず、かつ、変更にあつた法定書面も交付していなかったことや、変更の実施までの期間が短いといった事情を勘案すると、本件約款変更1および本件約款変更2のいずれにおいても、変更の合理性は認められない。

(2) 定型約款変更の手続的要件

さらに、定型約款の変更をするときには、以上の実体的要件を充足したうえで、手続的要件として、①定型約款を変更する旨、②変更後の定型約款の内容、③効力発生時期を周知する必要がある（民法548条の4第2項）、上記③の時期が到来するまでに上記の周知をしなければ、定型約款の変更の効力は生じない（548条の4第3項）。

ア 本件約款変更1に基づく変更

定型約款変更の手続的要件のうち、上記②の要件に関し、被告は、契約締結前交付書面（電気事業法2条の13第2項）を電磁的方法によって交付することを承諾した約23万人の消費者に対し、同年4月8日、携帯電話のSMSを使用する方法で約款変更について通知した。しかし、当該通知には、記載されたURLから変更内容を確認するようにと記載されていたものの、URLにアクセスしても変更内容の説明は十分になされていなかった。また、被告は、本件約款変更1の対象となる約34万人の消費者に対し、契約締結後交付書面（電気事業法2条の14第1項）を交付しなかった。

さらに、上記③の要件に関し、被告のウェブサイトには、「【約款改定日】2022年3月31日付、【約款適用（効力発生）時期】2022年5月1日から適用」との記載があり、5月1日に効力が発生する変更につき、その周知を開始したのは4月8日であった。この3週間程度の期間は、電気料金の変更が影響の大きい変更であることに鑑みると、周知期間として十分とは言えない。

したがって、被告は、本件約款変更１につき、定型約款変更の手続的要件を充足していない。

イ 本件約款変更２に基づく変更

令和４年１２月１日、被告は、再度電気供給約款を変更し、電気料金の計算方法を変更した。この変更は、電気料金の計算式の大枠は、それまでの計算式と変わらないが追加調整額の計算方法が変更になったものである。

この変更が行われた際、被告は、契約締結前交付書面（電気事業法２条の１３第２項）を電磁的方法によって交付することを承諾した約１５万人の消費者に対し、同年１１月１９日から２０日頃、ＳＭＳを使用する方法で約款変更について通知した。しかし、当該通知には、記載されたＵＲＬから変更内容を確認するようにとの記載があるものの、ＵＲＬにアクセスしても変更内容の説明は十分になされていなかった。

したがって、被告は、本件約款変更２について、約款変更の手続的要件を充足していない。

３ 結論

以上のことから、被告は、変更の合理性という変更の実体的要件のみならず、変更の周知という変更の手続的要件も充足していない。

したがって、本件約款変更１及び本件約款変更２について、いずれも変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなすことはできず、本件約款変更１及び２は無効である。

第４ 損失

上記のとおり、本件約款変更１及び２は無効であり、少なくとも令和５年４月１日の約款変更が行われるまでは、電気料金は、本件約款変更１の前の電気供給約款（令４年３月７日改定版）に基づいて計算されるべきである。したが

って、令和４年３月７日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金を超えて、本件約款変更１又は２に基づいて計算され、被告に支払われた電気料金は法律上の原因を欠き、被告の不当利得となる。具体的な損失は、以下のとおりである。

- (１) 別紙対象消費者目録１記載の対象消費者と被告との間で締結された電気供給契約に基づき、令和４年３月３１日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和４年３月７日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額、及び、令和４年１２月１日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和４年３月７日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額。
- (２) 別紙対象消費者目録２記載の対象消費者と被告との間で締結された電気供給契約に基づき、令和４年３月３１日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和４年３月７日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額。
- (３) 別紙対象消費者目録３記載の対象消費者と被告との間で締結された電気供給契約に基づき、令和４年１２月１日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和４年３月３１日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額。

第５ 訴訟要件

１ 多数性及び共通性

国民生活センターが集計した全国消費生活情報ネットワークシステム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）によれば、本件約款変更１及び２が行われた時期を跨ぐ、令和４年３月１日から令和５年１０月９日までの、「値上げ」「規約・約款」「高価格・料金」に関する被告への苦情・相談件数は、１５７１件にのぼる（甲１３）。

また、上記の通り、被告は、本件約款変更 1 及び 2 につき、電気事業法上の説明義務を十分に履行していないとして、電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受けているところ、当該業務改善勧告の理由において、説明義務違反の対象となる消費者数、すなわち、別紙対象消費者目録 1 記載の対象消費者数は約 5 万 5 0 0 0 人、別紙対象消費者目録 2 記載の対象消費者数は約 1 万 3 0 0 0 人、別紙対象消費者目録 3 記載の対象消費者数は約 2 万 6 0 0 0 人である。

そして、本件は、電気供給契約における電気供給約款という定型約款中の、電気料金計算方法部分の変更の無効を理由とする不当利得返還請求権の問題であるから、請求を基礎づける主要な事実、被告と電気供給契約を締結していた対象消費者全てにおいて共通である。

以上からすれば、本件訴えは、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下、「法」とする。）2 条 4 号に定める「消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害」につき、「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」に関するものといえ、いわゆる多数性、共通性の要件を満たしていることは明白である。

2 支配性

対象消費者については、電気供給契約に基づき、被告において当然把握している。そして、本件は、電気料金の計算方法の変更であるところ、数式を変更することで、機械的に定型約款変更後と変更前との差額を算出することが可能であることから、本件訴えは、法 3 条 4 項に定める「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断できることが困難であると認めるとき」に該当せず、いわゆる支配性の要件も満たす。

第 6 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関

する規則2条2項1号の対象消費者の数の見込み

1 第1号の対象消費者の数の見込み

訴訟要件のいわゆる多数性の項で述べたように、本件約款変更1及び2の影響を受けた消費者の規模は大きく、対象消費者目録記載の消費者は9万6000人程度と考えられる。

2 第2号の関連する共通義務確認訴訟

不見当である。

第7 まとめ

よって、請求の趣旨記載の判決を求める。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

付属書類

1	訴状副本	1 通
2	証拠説明書	正本 1 通 副本 1 通
3	甲号証の写し	正本 1 通 副本 1 通
4	資格証明書	2 通
5	訴訟委任状	1 通

当事者目録

- 〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地
原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本
上記代表者代表理事 佐々木 幸 孝
- 〒105-0003 東京都港区西新橋1-12-8 西新橋中ビル5階
ヒューマンネットワーク中村総合法律事務所
原告訴訟代理人弁護士 鈴木 敦 士
TEL：03-3501-8822
FAX：03-3501-8824
- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-22 第1秋山ビルディング6階
ひかり総合法律事務所
TEL：03-3597-8701
FAX：03-3597-8140
原告訴訟代理人弁護士 高 木 篤 夫
- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-22 第1秋山ビルディング6階
ひかり総合法律事務所
TEL：03-3597-8701
FAX：03-3597-8140
原告訴訟代理人弁護士 葛 山 弘 輝
- 〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町3-11 中村ビル2階
和の森法律事務所（送達場所）
TEL：03-5269-2051
FAX：03-5269-2061
原告訴訟代理人弁護士 鈴木 さとみ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-22 第1秋山ビルディング6階

ひかり総合法律事務所

TEL : 03-3597-8701

FAX : 03-3597-8140

原告訴訟代理人弁護士 後 藤 卷 則

〒192-0046 東京都八王子市明神町4-7-15 落合ビル4階

弁護士法人木村雅一法律特許事務所

TEL : 042-631-5160

FAX : 042-631-5161

原告訴訟代理人弁護士 山 本 瑞 貴

〒171-0014 東京都豊島区池袋二丁目36番1号

被 告 株式会社ストエネ

上記代表者代表取締役 永 井 翔 大

対象消費者目録

- 1 令和4年3月30日までに、被告との間で電気供給契約を締結し、かつ、同年12月1日以降まで当該契約を継続していた消費者のうち、電気の使用住所地在東京都内である消費者
- 2 令和4年3月30日までに、被告との間で電気供給契約を締結し、かつ、同年3月31日から同年11月30日までの間に解除その他の理由により当該契約が終了した消費者のうち、電気の使用住所地在東京都内である消費者
- 3 令和4年3月31日から同年11月30日までの間に、被告との間で電気供給契約を締結し、かつ、同年12月1日以降まで当該契約を継続していた消費者のうち、電気の使用住所地在東京都内である消費者